

医療報道を検証する：「都立広尾病院届出事件報道の検証」

－医療者の刑事事件抑制へ 医師法第 21 条の正しい理解－

いつき会ハートクリニック 佐藤一樹

はじめに

本シンポジウムのテーマは「都立広尾病院届出事件報道の検証」である。

今回私は、「都立広尾病院届出事件報道の検証」というテーマでシンポジストを引き受けた。「医療事故調査のための第三者機関創設をテーマに」と事前には一言も聞いていない。しかし、日本医療ジャーナリスト協会の HP(2012 年 9 月 11 日現在)には、「日本医学ジャーナリスト協会では、あらたに検証委員会を設置し、医療分野において大変注目度が高かった医療事故調査のための第三者機関創設をテーマに、事故報道の資料を整理するとともに、下記の通り公開シンポジウムを開催いたします。」といった文章が掲載されている。この問題点を委員会に指摘したが、文言は変えられていない。極めて遺憾である。

本シンポジウムの大枠題名は「医療事故報道を検証する」である

元々、「本シンポジウムは、『報道被害者』である佐藤がいなければ始まらない」ということであった。私はシンポジストを引き受けるに当たり、報道被害者となってしまった『東京女子医大事件報道』ではなく、医師法 21 条をめぐる『都立広尾病院届出事件報道』の過ちを指摘し、検証する」という条件ならシンポジストを受けると明言した。「医療事故調査のための第三者機関創設」がテーマなら、シンポジストは最初から受け入れなかった。そもそも、そのテーマは大枠の題名「医療事故報道を検証する」とかけ離れている。

本シンポジウムの目的と意義

一方で、主催者自身である検討委員の永井裕之氏自らがシンポジストとなることは、進行や議論の公平性が確保されているとは言えない。しかし、「報道された側」の立場としての検証であれば、貴重なものとなる。したがって、永井氏と「報道した側」である出河雅彦氏が「都立広尾病院届出事件報道の検証」に絞って講演を行うのであれば、有意義といえる。また、佐藤を含めたシンポジスト三者が同一の対象を検証することが、今後の医療事故報道に役立つと思われる。

確かに、本シンポジウムの大枠の目的は「医療報道の検証」である。しかし、このような漠然とした目的では、論議が散漫になると予想される。私が受諾した「都立広尾病院届出事件報道」にテーマ絞ることが、本シンポジウム本来の目的を果たすことになる。

本シンポジウムの進行について

シンポジウム中、仮に「第三者機関の創設」等に討論が本来の「医療事故報道検証」以外に傾けば、その時点での進行の軌道修正を求める。

第1 「医師法第21条」 point & key word

1. 医師法第21条[異状死体等の届出義務]

- ① 医師法「第4章 業務」(=第17条～第24条)に属する。
- ② 条文「医師は、死体又は妊娠4カ月以上の死産児を検査*して異状があると認めるときは、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。」

*「検査」=医師が死者の外表検査により死因や死因の種類を判定する業務。
(勾坂 馨:「法医学小辞典」(1版1刷),東京,南山堂,1997年)

2. 刑罰法規*

- ① 刑法に準ずる「刑罰法規」=処罰規定が第33条の2にある。
- ② 医師法「第6章 罰則」第33条の2「次の各号のいずれかに該当するものは、50万円以下の罰金に処する。1 第6条第3項,第18条,第20条から第22条まで又は第24条の規定に反した者(2以下省略)」

*「刑罰法規」

- 罪刑法定主義の要請として、明確であるべき。
- 刑罰権のあらゆる恣意を封じ人権を擁護すべき。
- 類推解釈は禁止し、拡張解釈は厳に慎むべき。

(藤木英雄:「刑法(全)」(第3版補訂第2版),東京,有斐閣双書,2008年)

第2 都立広尾病院事件(刑事事件)

1. 都立広尾病院 “業過”事件

- ① 罪名:業務上過失致傷罪
- ② 被告:看護師2人
- ③ 概要:点滴ルートをヘパリンロックするべきところ、誤って外用消毒薬ヒビテングルコネートを静脈注射したため患者が急変し死亡した事件。
- ④ 判決:一審判決で確定。
(ア)看護師A - 禁錮1年執行猶予3年⇔「3年間は前科者扱い」
(イ)看護師B - 禁錮8月執行猶予3年⇔「3年間は前科者扱い」

備考:

執行猶予:刑法27条「刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは効力を失う。」

前科:法律用語ではないが、確定判決で刑の受け渡しを受けたことをいう。
犯罪人名簿に登録されるという意味にも用いられる。一定の場合は、法律上執行猶予の欠格事由、累犯加重の事由となり、その他の各種の法律によって特に禁錮以上の刑に処されたときには、資格制限の事由となる。

(藤木英雄,金子宏,新堂幸司:法律学小辞典(増補版),有斐閣)

2. 都立広尾病院“届出”事件

- ① 罪名：医師法第 21 条違反（同時に虚偽有印公文書作成，同行使罪にも問われた）
 - ② 被告：院長，担当医
 - ③ 概要：院長だけが最高裁まで争った。虚偽有印公文書作成，同行使事件でも有罪になった。
 - ④ 判決：最高裁で確定
 1. 一審 主文「被告人を罰金 2 万円に処す。」
 2. 二審 主文「原判決（一審）を破棄*する。」「被告人を罰金 2 万円に処す。」
 3. 最高裁 主文「本件上告を棄却する。」
- *破棄：上級審裁判所が、上訴を理由ありと認め原判決を取り消すこと。（大辞林）

3. 第二審判決のポイント＝第一審判決は「破棄」された

- ① 控訴審判決 第 4 破棄自判
「A 医師が「午前 10 時 44 分（死亡時刻）ころ，広尾病院で花子の死体を検案した際」に「異状を認めた」と認定した原判決の認定には，誤りがあり，この事実誤認は，判決に影響をおよぼすことは明らかである。」
- ② 一審破棄のポイント
死亡当日 午前 10 時 44 分（死亡時刻）
 - ・経過の異状は認識
＝看護師が消毒液を注射した直後に死亡したことは認識していた。
 - ・死体を検案して異状を認めてない。
＝蘇生処置で、慌ただしくしていたときにちらっと見ただけ
- ③ 新認定事実＝正しい届出義務の発生時刻
死亡翌日翌日午後 1 時ころ
 - ・検案して異状があると認めたとき
＝病理解剖立ち会いのとき

4. 第二審判決のポイント

- ① 診療行為の「経過の異状」を認識しても届出義務はない。
- ② 死体をじっくり見て「外表面を検査（検案）して異状」を認識すると届出義務発生。

5. 第二審 裁判要旨

医師法 21 条にいう死体の「検案」とは，医師が，死亡した者が診療中の患者であったか否かを問わず，死因を判定するためにその死体の外表を検査することをいい，死亡した者が診療中の患者であって，死亡診断書を交付すべきであると判断した場合であっても，死体を検案して異状があると認めたときは，同条に定める届出義務が生じる。

6. 最高裁 裁判要旨

1 医師法 21 条にいう死体の「検案」とは，医師が死因等を判定するために死体の外表を検査することをいい，当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わない。

2 死体を検案して異状を認めた医師は、自己がその死因等につき診療行為における業務上過失致死等の罪責を問われるおそれがある場合にも、医師法21条の届出義務を負うとすることは、憲法38条1項に違反しない。

7. 最高裁判決の問題点

① 「自己負罪拒否特権」と正面から衝突する

本件最高裁判決を痛烈に批判する理論刑法学者とその論文

・佐伯仁志（東京大学法学部教授）

異状死体の届出義務と黙秘権. ジュリスト 2003年7月15日; No. 1249 巻: 77-80頁

・川出敏裕（東京大学法学部大学院教授）

医師法21条の届出義務と憲法38条1項. 法学教室 2004年11月; No. 290: 4-12頁.

・高山佳奈子（京都大学法学部教授）

異状死体の届出義務. 別冊ジュリスト「医療判例百選」 2006年; No. 183: 8-9頁

② ブランダレスの準則に反する

ブランダレスの準則とは、憲法問題が提出されていても他の理由により事件を処理できる場合は憲法判断をしないという準則（第4準則、憲法判断の回避）。法律の合憲性に対する重大な疑いが提起されている場合であってもまず憲法問題を避けることができる法解釈が可能であるかどうかを最初に確認するという準則（第7原則、合憲限定解釈）。

第3 都立広尾病院 届出事件報道

1. 第二審判決報道（部分）+α

前提：二審 主文「原判決（一審）を破棄する。」「被告人を罰金2万円に処す。」

「判決事実を正確に伝える報道」（事実と意見が正確かつ明確）⇔「誤報」or「正直でない報道」

1. 朝日：「一審・東京地裁と同じく」
2. 毎日：「1審と同じ」
3. 読賣：「一審・東京地裁判決と同じく」
4. 日経：「ほぼ一審どおりに認定し」
5. 共同通信（＝静岡新聞）：「一審判決に続き」
6. 産経：「一審判決を破棄し、主治医が、容体の異常を発見した時期について一審とは異なる判断をしたものの」
7. 東京新聞：「一審東京地裁判決を破棄し、届け出義務の発生時期を変更した上で、あらためて一審と同じ」
「法的な意味合いが不明確だった同法の『検案』について中川裁判長は『診療中であるか否かを問わず、死者の外表（裸体）を検査すること』と初めて定義づけた。」
8. 出河雅彦著『ルポ 医療事故』
：「地裁判決と同じ有罪判決を出した。」
9. 永井裕之著『断罪された「医療事故隠し」』
：「東京高裁が〇元院長に対する有罪を支持する判決を出していた。」

2. 最高裁判決報道一要旨1の前半を軽視した報道